

第二編

投資法人

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、改めて役員会及び執行役員・監督役員に求められている役割を記載しているほか、コンプライアンスを実現するための施策等を記載し、役員会及び執行役員・監督役員のコンプライアンスに対する自覚を求め、会社全体にコンプライアンス重視の企業風土が醸成されることにより、投資法人の社会的責任が発揮されることを促すとともに、その遵守態勢の整備状況・機能発揮状況を確認検査するために作成した。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が投資法人を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投資法人の法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投資法人に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投資法人の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投資法人においてなされていない場合であっても、投資法人の業務の健全性及び適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投資法人の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投資法人の規模や特性に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に投資法人と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投資法人に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 法令等遵守体制の整備・確立状況	1. 業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関としての役員会の機能	<p>業務執行に当たる執行役員の責任・義務</p> <p>① 執行役員は、業務執行に当たる他の執行役員の独断専行を牽制し抑止するなど、適切な業務執行を実現し、ひいては、投資法人の信頼の維持・向上を図る観点から、役員会における業務執行の意思決定及び執行役員の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</p> <p>② 執行役員は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき忠実義務・善管注意義務を十分果たしているか。</p> <p>③ 役員会は、投資法人の社会的責任の重要性及び公共的使命があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p> <p>④ 役員会は、単に業務推進に係ることのみではなく、業務運営に際して、コンプライアンスに関する諸問題について議論しているか。</p>	<p>(注)「法令等」とは、本チェックリスト III. に掲げる内容に加えて、社内規程を含むものとする。</p> <p>法令等とあわせ、「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理記載されており、これを十分に踏まえる必要がある。</p>
	2. 役員会議事録等の整備 〔商法第260条ノ4〕	<p>(1) 役員会議事録等の作成及び備置 役員会は、</p> <p>① 役員会議事録を作成しているか。</p> <p>② 役員会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。</p> <p>③ 役員会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。</p> <p>④ ③の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。</p> <p>(2) 役員会議事録又は原資料は、執行役員のコンプライアンスに関する決定の記録、法令等遵守の実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。</p>	
	3. 監督役員による経営監視機能	<p>監督役員による経営監視機能</p> <p>① 監督役員は、コンプライアンスに関する役員会に必ず出席しているか。</p> <p>② 監督役員については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。</p> <p>③ 監督役員は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。</p> <p>④ 監督役員の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。</p> <p>⑤ 監督役員は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。</p>	
	4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	<p>基本となる方針等の存在チェック</p> <p>① コンプライアンスに関して、執行役員が誠実に取り組んでいるか。</p> <p>② 「法令等遵守（コンプライアンス）」を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、役員会</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>において決定し、例えば、役員や業務委託先に対して下記【参考】とともに周知徹底しているか。</p> <p>③ 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>④ 基本となる方針は、単に倫理規程にとどまらず、具体的な行動指針や行為規範として示しているか。</p> <p>【参考】 「経団連・企業行動憲章」及び「実行の手引き」 「投資信託協会 業務規程」 「投資信託協会 部会申し合せ・運用に関する事項」 「投資信託協会 不動産の投資信託及び不動産投資法人に関する規則」</p>	
II. 法令等に違反した場合の懲罰規程の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	<p>(1) 執行役員及び監督役員は、他の役員の法令等違反行為を発見した場合には、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。</p> <p>① 執行役員 イ. 役員会の招集（投信法第106条第1項）</p> <p>② 監督役員 イ. 執行役員の違法行為の差止（投信法第104条） ロ. 役員会の招集（投信法第106条第4項） ハ. 投資主総会に対する意見報告（投信法第104条）</p> <p>(2) 執行役員は、役員会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。</p> <p>(3) 執行役員は投信法第96条、また監督役員は投信法第101条に規定する欠格事由に該当していないか。</p> <p>(4) 監督役員による法令等の遵守状況についての監査が実施されているか。</p> <p>(5) 法令等に係る違反行為が発見された場合の執行役員に対する報告体制が整備されているか。特に重大な事項が発生した場合には遅滞なく役員会に報告されているか。</p> <p>(6) 懲罰規程が整備されているか。また、法令等違反者に対する処分は、厳正かつ公正に行われているか。 なお、違反者及び違反行為を隠蔽した者に対しては、特に厳格に対処しているか。</p>	
III. 投資法人とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 投資法人に対する法規制等 1-1 「投資法人の組織等」に関する主な法規制	<p>(1) 投資口及び投資証券に係る制限等（投信法第76条～第88条） (2) 投資主総会の職務等（投信法第89条～第94条） (3) 執行役員会の職務等（投信法第95条～第99条） (4) 監督役員の職務等（投信法第100条～第104条） (5) 役員会の職務等（投信法第105条～第108条） (6) 執行役員及び監督役員の責任等（投信法第109条～第110条） (7) 事務の委託（投信法第111条～第113条）</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(8) 会計監査人の権限等（投信法第114条～第119条） (9) 投資口の追加発行・払戻し（投信法第120条～第128条） (10) 投資法人債の募集の決定（投信法第139条の2） (11) 投資法人債管理会社の設置（投信法第139条の3） (12) 投資法人債の募集発行の方法（投信法第139条の4） (13) 投資法人債管理会社の権限等（投信法第139条の5） (14) 規約の変更（投信法第140条） (15) 投資口の払戻しに係る規約の変更（投信法第141条） (16) 最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更（投信法第142条） (17) 投資法人の合併（投信法第145条～第150条）	
	1-2 「業務」に関する主な法規制	(1) 投資法人の商号使用義務（投信法第64条） (2) 登録投資法人の登録申請内容に係る変更届出（投信法第191条）	
	1-3 「顧客保護」に関する主な法規制	(1) 資産保管会社への資産の保管に係る業務の委託等（投信法第208条） (2) 資産保管会社の義務（投信法第209条） (3) 資産の分別保管（投信法第209条の2） (4) 資産保管会社の責任（投信法第210条）	
	1-4 「監督」に関する主な法規制	(1) 登録の取消し（投信法第216条） (2) 登録の抹消（投信法第217条） (3) 監督処分公告（投信法第218条） (4) 投資証券等の募集の取扱い等の禁止又は停止命令（投信法第219条）	
	1-5 「経理」に関する主な法規制	(1) 純資産の額の維持義務等（投信法第67条第4項） (2) 計算書類等の作成等（投信法第129条） (3) 会計監査人の監査報告書（投信法第130条） (4) 計算書類の承認等（投信法第131条） (5) 計算書類等の備置き及び閲覧等（投信法第132条） (6) 資産の評価等（投信法第133条～第135条） (7) 金銭の分配（投信法第136条及び137条） (8) 投資主の帳簿閲覧権等（投信法第138条） (9) 業務に関する帳簿書類（投信法第211条） (10) 営業報告書の提出（投信法第212条） (11) 純資産の額が基準資産額を下回る場合の通告等（投信法第215条） (12) 自己投資口の取得及び買受けの制限（投信法第80条） （投資信託定款 第13条） 【参考 投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細書並びに運用報告書に関する規則】	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	1-6 「運用」に関する主な法規制	(1) 資産の運用の範囲（投信法第193条～第195条） (2) 投資信託委託業者への資産の運用に係る業務の委託（投信法第198条） (3) 利害関係を有する投資信託委託業者等への委託の禁止（投信法第200条） (4) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約（投信法第206条～第207条）	
	2. 投資法人に係る帳簿書類 (投信法第211条第1項、施行規則第155条)	投資法人に係る帳簿書類（保存年限：10年） ① 総勘定元帳 ② 現金出納帳 ③ 分配利益明細簿 ④ 投資証券台帳 ⑤ 投資証券不発行管理簿 ⑥ 投資証券発行価額帳 ⑦ 投資証券払戻価額帳 ⑧ 未払分配利益明細簿 ⑨ 未払払戻金明細簿 ⑩ 未払報酬明細簿 ⑪ 投資法人債券台帳 ⑫ 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	
	3. 主な商法準用規定 3-1 商業帳簿及び権利能力の制限 (投信法第65条)	(1) 会計帳簿における記載事項等（商法第33条第1項、第2項及び第34条第2号） (2) 権利能力の制限（商法第55条）	
	3-2 設立企画人の責任（投信法第75条）	発起人の責任（商法第193条～第196条）	
	3-3 投資口の申込等 (投信法第123条)	(1) 株式申込（商法第175条第5項） (2) 株式の割当（商法第176条） (3) 新株発行無効判決の効力（商法第280条ノ17）	
	3-4 株主総会の招集等（投信法94条）	(1) 株主の提案権（商法第232条ノ2） (2) 少数株主による招集の請求（商法第237条） (3) 株主総会の決議方法（商法第239条） (4) 議事録の作成（商法第244条） (5) 決議取消の訴（商法第247条）	
	3-5 執行役員及び監督役員の善管注意義務・忠実義務等（投信法第99条、104条）	(1) 善管注意義務（商法第254条第3項等） (2) 忠実義務（商法第254条ノ3） (3) 役員任期（商法第256条第1項） (4) 役員解任（商法第257条）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	3-6 役員会等に関する規定 (投信法第108条及び第110条)	(1) 取締役会の決議方法 (商法第260条ノ2) (2) 違法配当に関する取締役の求償権 (商法第266条ノ2) (3) 取締役の第三者に対する責任 (商法第266条ノ3) (4) 取締役に対する責任追及の訴 (商法第267条)	
	3-7 会社の計算 (投信法第139条)	(1) 流動資産、金銭債権の評価 (商法第285条ノ2及び第285条ノ4) (2) 繰延資産の処理 (商法第286条ノ5及び第287条) (3) 利益配当の制限 (商法第293条本文) (4) 株主の検査役の選任 (商法第294条) (5) 利益供与の禁止 (商法第294条ノ2)	
	4. 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の準用 (投信法第119条)	(1) 会計監査人の選任・解任 (商法特例法第5条及び第6条第1項及び第2項) (2) 会計監査人の権限 (商法特例法第7条) (3) 会計監査人の責任 (商法特例法第9条～第11条) (4) 定時総会における会計監査人の意見陳述 (商法特例法第17条)	
IV. ディスクロージャーに対する執行役員の認識	執行役員のディスクロージャーに対する理解及び認識	(1) 執行役員は、ディスクロージャー資料が顧客の投資判断を決定する礎であることを理解したうえで、当該資料の重要性を認識しているか。 (2) 執行役員はディスクロージャーに係る下記の法令上の規制を理解しているか。 【証取法上の規制】 ① 有価証券届出書 (訂正届出書を含む。)、特定募集等に関する通知書の作成・提出 (証取法第4条～第7条) ② 目論見書 (届出目論見書、届出仮目論見書、要約仮目論見書、訂正目論見書) の作成・交付 (証取法第13条及び第15条) ③ 有価証券報告書 (半期報告書、臨時報告書を含む。) の提出 (証取法第24条) 【投信法上の規制】 ① 計算書類等 (貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書、監査報告書) の備置及び閲覧 (投信法132条) ② 営業報告書の提出 (投信法第212条)	